

パブリックコメント実施結果

件 名 第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント

担当課 健康福祉部子育て支援課

意見の募集期間 令和6年12月9日から令和7年1月15日まで

意見提出者数 1人（応募フォーム1人）

意見提出件数 3件

意見の概要と市の考え方

反映区分	A：計画等に反映させるもの	0件
	B：計画等に反映済みのもの	0件
	C：今後の参考とするもの	2件
	D：計画等に反映できないもの	0件
	E：その他の感想や質問など	1件

〔項目名 計画全般 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画について、近年の多様化する保育等の子育てニーズや社会状況をふまえた計画であることが確認でき、宍粟市がめざす子ども・子育て支援事業計画については概ね賛成です。	お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。	E

〔項目名 「基本目標4 ①質の高い教育・保育の環境整備」 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
2	最近の市内公立学校園の統廃合に見られる教育・保育環境への影響が懸念されます。幼児・児童数の減少でなく、建物の老朽化等によるものは別の対応ができたのではないのでしょうか。 「基本目標4 ①質の高い教育・保育の環境整備」という教育・保育の質の担保のためには公立学校園の充実が欠かせません。公立園に子どもを通わせる保護者として宍粟市の教育・保育	宍粟市において少子化による人口減少、過疎化が進行する中で保育教諭等の人材不足が懸念されるところです。本市においては、宍粟市立総合教育センター事業による課題別研修、ライフステージ別研修、指定研究等による教育・保育の質の向上のより一層の充実を図るとともに、研修機会の提供などに努め、公立園所の持つ役割を果たしていきたいと考えています。	C

	の質の高さには驚かされます。これまで教育・保育に関わってきた方々の尽力によって継承されてきた優れた宍粟市の教育・保育人材と施設（人的・物的環境）を次の世代にも残してほしいと願っています。そのためには、子ども・子育て支援における間接投資と呼ばれる教育・保育の教職員へのサポート・支援や投資がより一層必要であると思います。次期指導要領・教育要領改訂に向けた答申においても、公立園の支援は明示されています。 また、まちと自然環境が近いというこの宍粟市特有の環境を生かした学校園施設の充実と再整備も同時に必要な取組であると思います。一度失った自然環境を再生することが難しいように、教育・保育環境もマンパワーが衰えると立て直しが厳しくなります。	また、令和５年度に学識経験者や、教員、保育教諭等で構成する「しそっ幼児教育支援委員会」を設置し、豊かな環境を通した保育の質を高めるための公開保育や義務教育への円滑な接続に向けモデル研究に取り組むなど、公民の枠を超えて市内すべての幼児教育・保育施設における教育・保育の質の向上をめざしています。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきたいと考えています。	
--	---	--	--

〔項目名 その他 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
3	子どもたちの居場所、学習環境としての機能的な図書館及び児童センターの再整備が必要に思います。ご検討いただけたら幸いです。	市立図書館については、所管する教育委員会の第２期社会教育振興計画に基づいて整備を検討していきます。 また、児童センター（児童館）については、現在のところ整備計画はありませんが、子どもたちが安全・安心な環境でいきいきと成長できるよう、引き続きニーズの把握に努めてまいります。	C

子ども・子育て支援事業計画（案）に対する議会意見への回答

〔項目名 第4章 主要課題のまとめ 〕

P51 1. 子育て世帯の環境の変化

④父親の育児参加に増加の兆しがあります（アンケート調査）

〈施策検討の方向性〉

- 子どもの数は今後も減少する傾向にあり、少子化対策と連動して子どもを産み育てたいと思える、質の高い子育て施策の展開が求められています。
- 父親の育児参加は、増加の兆しがありますがその伸びは未だ緩やかです。社会の意識改革や事業所での子育て支援の取組を促進するための啓発等が望まれます。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
	子どもを産み育てたいと思える、質の高い子育て施策の展開、及び父親の育児参加について、社会の意識改革や事業所での子育て支援の取組み施策として、第6章 事業計画、施策の展開に次のような施策等の展開を提言する。	
1	①若年層の結婚支援の充実 結婚するかしないかは、個人の選択で強制されるものではないが、結婚しない理由に相手が見つからないこともあるため、出会いの場づくりを含め、結婚できる環境を整える必要がある。子育ては、「お金がかかる」「身体的、心理的に大変」といった負のイメージを払しょくできる結婚・出産を含めたライフプランを考える講座などを開催し、不安解消につなげる取組。	本計画は、策定方針において、子ども・子育て支援法に基づき国が示す基本方針「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定することとしており、これに基づかない結婚支援等の方針については、具体的な記述は行っておりません。 しかし、提言いただいた内容は、急速に出生数の減少が進む中において、市の人口減少対策の一環としても重要な課題であると認識しており、市全体としての課題と捉え、市の実施計画等において検討してまいります。
2	②父親の育児促進 「パパさんデイ」の開催、父子手帳の発行など、父親の育児に関わる意識を高め	乳幼児健診や育児の広場などの子育て事業では、両親や父親のみの参加も徐々

	る施策の展開。	に増えてきています。親同士の交流促進や相談しやすい環境整備に向けた工夫や配慮を継続し実施します。 なお、提言いただいた内容を参考に計画案 69 ページ「⑩地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）」に次の一文を追記します。 （追記内容） <u>また、男性が子育てや家庭生活に関わっていく意識を高めるため、父親を対象とした育児講座を開催するなど、父親同士の交流や子育てに携わる機会の提供に努めます。</u>
3	③社会全体で子育てを支える取組の強化 現在は、ファミサポ制度があるが、急な用事の時などマッチングが難しいなど、制度の見直しを求める声がある。「祖父母手帳の発行」「孫育て講座」など、祖父母世代に自分の孫だけでなく、地域の子どもたちの世話をする担い手になってもらう施策の展開を検討されたい。	ファミリー・サポート・センター事業は、「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が助け合いの精神のもと、育児の援助活動を行う会員制の有償ボランティア事業です。このため、急な依頼や無理なお願いなどで支援者の協力が得られないときは、事業の円滑な運営の観点から、やむを得ずマッチングをお断りすることは十分に考えられるものであり、その点での制度の見直しは考えておりません。 一方で、地域で助け合える社会を形成することは、子育て分野に限らず、地域福祉がめざすべきところであり、ご提言いただいた内容を参考に子育て部門としても効果的な取組を検討してまいります。 なお、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業では、地域住民も参加できる交流事業も実施しています。これらの事業を通じて、子どもたちと地域住民との絆を深めながら、新たな支援者の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

〔項目名 第6章 事業計画 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	〔基本施策 ①子育て DX の推進〕 さまざまな子育て支援メニューが用意されていても利用者の認知度が低ければ施策の効果も伸びなくなる。そのため、子育てアプリを活用して、市民が必要とする支援策を市が先回りして知らせるプッシュ型で発信する子育て支援施策を検討し、支援の充実に繋げて欲しい。	子育てアプリを多くの方に活用していただけるよう、プッシュ型による積極的な情報発信に努めてまいります。また、小学生の子どもがいる世帯など、子育てアプリの利用率が低い世帯に対しては、宍粟市公式ラインアプリ等を活用した情報発信にも努めてまいります。
5	〔⑩子育て世帯訪問支援事業〕 令和7年度の確保の内容がゼロになっているが、7年度中には実施体制の確保が必要。	計画内容を令和7年度中の実施に変更します。 現在、市ではヘルパー事業所への事業説明を行っている段階にあります。受入先の調整が完了次第、速やかに受託事業者に業務に必要な研修を実施し、令和7年度中の業務開始をめざして取り組んでまいります。
6	〔⑥困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実〕 市は、不登校対策として、教育支援センター（さつき学級）での社会的自立に向けた、児童生徒の支援と学校での校内フリースクール、別室登校など、児童生徒の実情に応じた支援が行われている。 しかし、不登校対策の資源は、不十分と考える。特に、民間レベルのフリースクールとの連携を模索し、一定要件を満たす場合には、校長が指導要録上「出席扱い」とすることも可能となるようなフリースクールの制度設計が必要である。民間施設との連携も含めて、子どもたちの学びの機会の確保、居場所の充実に努めていくことを記述されたい。 また、民間調査では、「教職員との関係」や「いじめ」など、学校生活に関係する要因の割合が高いとの調査結果があるので、子どもと向き合う時間をしっかり確	本市における不登校児童生徒支援対策として、「しそ児童生徒支援プロジェクト事業」を実施し、教育委員会・福祉部局・学校・教育支援センター（さつき学級、サテライト教室）等の連携のもと、発達支持的な生徒指導による不登校を生まない学校づくりとともに、不登校児童生徒個々の支援ニーズをもとに、学校復帰や社会的自立に向けた組織的・計画的な不登校対策に取り組んでいます。 本事業において、「しそ不登校対策連絡協議会」を開催し、不登校児童生徒の現状を把握し、効果的な実践や事例等を幅広く共有するとともに、学校における支援体制や各関係機関との連携協力体制の構築を図っています。また、教育支援センター（さつき学級・サテライト教室）を運営し不登校児童生徒等に対する学習や自

保するために支援員の拡充や教職員を増やすことが求められる。	立に向けた支援、不登校児童生徒保護者等への教育相談を行ったり、青少年育成センター・教育支援センター・スクールソーシャルワーカー・公認心理師等を構成員とする「しそう学校サポートチーム」が学校支援を行ったりし、学校が日常的に児童生徒を多面的・総合的に内面理解できるように努めています。 不登校児童生徒支援員の配置事業については、令和7年度は小学校への配置を拡充する予定です。不登校児童生徒に対する校内サポートルームでの学習・生活支援を充実させるとともに、教職員が児童生徒たちと向き合う時間の確保に努めます。 指導要録上の「出席扱い」については、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文科科学省）「（別記）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」に「不登校児童生徒が学校外の施設において、相談・指導を受けるとき、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる」と記されています。公的機関に通うことが困難な場合など、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、必要に応じて学校長と教育委員会とが十分に連携しながら、子どもたちの学びの機会の確保、居場所の充実に努めてまいります。 計画案 71 ページ「⑥困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実」中、
--------------------------------------	---

		「不登校児童への支援」の記述を次のとおり変更します。 (変更後) <u>不登校児童への支援については、教育委員会において「不登校児童生徒支援員」の拡充や相談窓口の設置、スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援体制の構築等に引き続き取り組むほか、宍粟市内民間施設とも不登校児童生徒個々の支援ニーズについて情報共有をしながら、学校と民間施設との支援の方向を確認しつつ、子どもの居場所の充実に努めます。また、家庭内に問題を抱える児童には、福祉部局と教育部局の連携のもと、子どもや家庭が抱える問題の軽減や解消に向け、子ども・子育て支援サービス等の利用勧奨を行うなど必要な支援につなげます。</u>
--	--	---

このページは白紙です。

第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施以降の修正箇所

全体的な修正点（主なもの）

修正内容
誤字脱字等の修正、文章表現や書式体裁等に関する軽微な修正（修正箇所の記載は省略します）

個別の修正箇所

ページ	修正前	修正後																																
62	⑥病児・病後児保育事業 (単位：実人数／年)	⑥病児・病後児保育事業 (単位： <u>延人数</u> ／年)																																
67	⑩子育て世帯訪問支援事業 (単位：人日／年)	⑩子育て世帯訪問支援事業 (単位： <u>延人数</u> ／年)																																
67	⑩子育て世帯訪問支援事業 <table><tr><th>項目</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>①量の見込み</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td></tr><tr><td>②確保の内容</td><td><u>0</u></td><td>32</td><td>32</td></tr><tr><td>②－①</td><td><u>△32</u></td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	①量の見込み	32	32	32	②確保の内容	<u>0</u>	32	32	②－①	<u>△32</u>	0	0	⑩子育て世帯訪問支援事業 <table><tr><th>項目</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>①量の見込み</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td></tr><tr><td>②確保の内容</td><td><u>32</u></td><td>32</td><td>32</td></tr><tr><td>②－①</td><td><u>0</u></td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	①量の見込み	32	32	32	②確保の内容	<u>32</u>	32	32	②－①	<u>0</u>	0	0
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度																															
①量の見込み	32	32	32																															
②確保の内容	<u>0</u>	32	32																															
②－①	<u>△32</u>	0	0																															
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度																															
①量の見込み	32	32	32																															
②確保の内容	<u>32</u>	32	32																															
②－①	<u>0</u>	0	0																															

ページ	修正前	修正後
69	⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 〈取組方針〉 市内4か所の子育て支援センターで実施し、センター事業や親同士の交流を促進することで、子育ての不安や悩みを相談できるよう支援を行います。 親子が気軽に訪れ、遊びの場として利用できるよう環境を整えとともに、多様な講座や行事の開催に努めます。	⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 〈取組方針〉 市内4か所の子育て支援センターで実施し、センター事業や親同士の交流を促進することで、子育ての不安や悩みを相談できるよう支援を行います。 親子が気軽に訪れ、遊びの場として利用できるよう環境を整えとともに、多様な講座や行事の開催に努めます。 また、男性が子育てや家庭生活に関わっていく意識を高めるため、父親を対象とした育児講座を開催するなど、父親同士の交流や子育てに携わる機会の提供に努めます。
71	⑥困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実 不登校児童への支援については、教育委員会において「不登校児童生徒支援員」の配置や相談窓口の設置、スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援体制の構築等に引き続き取り組むほか、家庭内に問題を抱える児童には、福祉部局と教育部局の連携のもと、子どもや家庭が抱える問題の軽減や解消に向け、子ども・子育て支援サービス等の利用勧奨を行うなど必要な支援につなげます。	⑥困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実 不登校児童への支援については、教育委員会において「不登校児童生徒支援員」の拡充や相談窓口の設置、スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援体制の構築等に引き続き取り組むほか、六粟市内民間施設とも不登校児童生徒個々の支援ニーズについて情報共有をしながら、学校と民間施設との支援の方向を確認しつつ、子どもの居場所の充実に努めます。また、家庭内に問題を抱える児童には、福祉部局と教育部局の連携のもと、子どもや家庭が抱える問題の軽減や解消に向け、子ども・子育て支援サービス等の利用勧奨を行うなど必要な支援につなげます。